質問事項に対する回答書①

（件名)関越自動車道　R8湯沢管内舗装補修工事

番号	日付	資料の種類	ページ	章の番号等	質問事項	回答
1	10月2日	特記仕様書	27	25-4-7	路面切削(3)「打換工H1（t＝15㎝）(R)に伴う下層路盤材の建設汚泥（関越自動車道の土工部)は、本特記仕様書15－1に示す再資源化施設へ運搬・処分するもの」とあり、既設セメント安定処理部分を切削したものを建設汚泥として扱い処分すると解釈しますが、建設汚泥の運搬は通常のダンプトラックでの運搬を想定しているのかご教示願います。	土木工事積算基準（令和8年度版）第29編10「廃材処理工」に基づきダンプトラックによる運搬を計画しております。